

# 15 相談

## 基幹相談支援センター・鎌ヶ谷市委託相談支援事業所

身 知 精

障がいのある方やご家族からの相談や悩みをうかがい、一緒に考えながら、情報提供や助言、必要な福祉サービスのご案内や調整を継続的に行います。

事業所名	基幹相談支援センター えがお	なしねっと
対象	障がい者(障がいの可能性がある方を含む) やご家族	障がい者(障がいの可能性がある方を含む) やご家族
所在地	〒273-0107 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 3-6-73	〒273-0118 鎌ヶ谷市中沢 311-1
開所時間	平日 8:30~17:15	平日 9:00~17:00
連絡先	電話	047-401-6116
	FAX	047-401-6113
	メール	kamagaya-egao@circus.ocn.ne.jp
その他	—	市役所にて出張相談を実施しています。 ※事前予約必須 【日程】毎月第4火曜日 9:00~17:00

## 障がい者相談員

身 知

障がいのある方の更生援護について相談に応じ、必要な助言、指導にあたる民間の協力者で、市長から委嘱されています。

主な相談区分	相談員名		電話	FAX
視覚	清田 尚子	きよた ひさこ	047-445-1412	
聴覚	鈴木 善教	すずき よしのり		047-442-5120
身体	櫻澤 美智子	さくらざわ みちこ	090-3523-4289	
身体	岡部 悦子	おかべ えつこ	047-442-3372	
身体	金井 貞夫	かない さだお	047-402-3348	
知的	飯高 優子	いいだか ゆうこ	090-9678-3016	

※任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

※地域相談員を兼務

目次
1 制度一覧
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 障がい別支援
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナーガイド

## 地域相談員

身 知 精

障がいのある方の日常生活・社会生活の様々な場面における差別についての相談に応じ、問題解決に取り組む民間の協力者で、県知事から委託されています。

主な相談区分	相談員名	電話・メール	FAX
精神	瀧口 博史    たきぐち ひろふみ	hapirai234@yahoo.com	047-441-7461
知的	塩沢 良和    しおざわ よしかず	047-441-7471	

※上記以外に障がい者相談員の6名が地域相談員を兼務しています。

## 中核地域生活支援センター まるっと

身 知 精 難

多様な相談に対して、24時間365日体制で支援します。

内 容	誰もがありのままにその人らしく地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して24時間365日体制で総合的な対応を行う地域福祉のセーフティネットとして、広域定、高度な専門性をもった寄り添い支援を行います。
所在地	〒275-0002 習志野市実籾3-4-25
連絡先	電話 047-409-6161    FAX 047-409-6162

## 鎌ヶ谷市子ども発達センター

身 知 精 難

お子さまの成長・発達についてご相談ください。

内 容	発達に不安や心配のあるお子さまについての相談を受け、専門の職員が発達の状況、特徴等を総合的に捉え、必要な助言や指導を行い安心して子育てができるように支援を行います。また、発達の状態に応じて、医療機関等についての情報提供を行います。
対象者	18歳未満の児童、保護者
受付時間	平日 8:30～17:00
問い合わせ先	子ども発達センター のびのびルーム 〒273-0118 鎌ヶ谷市中沢316 電話 047-445-3230 子ども発達センター分室 〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1 総合福祉保健センター5階 電話 047-445-1361



## 千葉県ひきこもり地域支援センター

身 知 精 難

ひきこもりに関する相談に応じます。

内容	相談員が引きこもりのご本人やご家族からの電話相談に応じるとともに、内容によって医療・保健・福祉・教育・就労などの適切な関係機関を紹介します。
電話	043-307-3812
受付時間	平日 9:30～16:30

# 鎌ヶ谷市障がい者虐待防止センター



障害者虐待防止法は、障がいのある方(障害者手帳を取得していない方も含まれます。)への虐待を禁じるとともに、発見した場合の通報義務、虐待を受けた人の保護、家族の負担軽減などを定めています。

内容	
<p>これって「虐待」・・・??? 障がい者に対する虐待を発見した方は通報してください!</p>	
<p><b>心理的虐待</b> 暴言、拒絶的な対応など侮辱する言葉や態度で、精神的な苦痛を与える</p>	<p><b>身体的虐待</b> 体に傷や痛みを負わせる、暴行する、正当な理由なく身体を拘束する</p>
<p><b>放棄・放任(ネグレクト)</b> 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をしない</p>	<p><b>性的虐待</b> 無理やりわいせつなことをしたり、させたり、見せたりする</p>
<p><b>経済的虐待</b> 金銭を与えない、障がい者の同意なく本人の年金や財産を使う</p>	
<p><b>通 報</b> (匿名でも構いません)</p>	
<p>鎌ヶ谷市障がい者虐待防止センター (障がい福祉課) 047-445-1307</p>	
窓 口	障がい福祉課(総合福祉保健センター2階) 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用)

# 障害者差別解消法



障がい者差別は法律で禁止されています。また、障がいのある方が困っているときは合理的配慮をお願いします。

内容	
<p><b>○不当な差別的な行為の禁止</b> きちんとした理由が無いのに障がいを理由として・・・</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入店を拒否する。 ・ 学校の受験や入学を拒否する。</li> <li>・ 受付の対応を拒否する。 ・ 障がい者へは貸せないといって物件を紹介しない。</li> <li>・ 本人を無視して、付き添いのヘルパーや家族だけに話しかける。 など</li> </ul>	<p>拒否の禁止</p>
<p><b>○合理的配慮の提供義務</b> 障がいのある人が、障がいによって妨げとなっているもの・ことを取り除いて欲しいという意思を示しているとき、負担が大き過ぎなければ、必要な変更や調整などの配慮をします。</p> <p>例) ・聴覚障がいのある方が来たので、筆談で話す。 ・講演会やイベント等で障がい特性に応じて座席を決める。 など</p>	<p>筆談</p>
<p>行政機関(市役所など)や民間事業者(お店など)で差別があった際には、障がい福祉課までご相談ください</p>	
窓 口	<p>障がい福祉課(総合福祉保健センター2階)</p> <p>差別があった場合のお問い合わせ先: 支援係 電話 047-445-1307 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) メール syougaisien@city.kamagaya.chiba.jp</p> <p>法律に関するお問い合わせ先: 庶務係 電話 047-445-1305 FAX 047-443-2233(聴覚・言語障がい者専用) メール syougaisyomu@city.kamagaya.chiba.jp</p>

目次
1 制度一覽
2 障害者手帳
3 障害福祉サービス
4 補装具
5 日常生活用具
6 手当、年金等
7 医療
8 税金、公共料金
9 交通機関、自動車
10 日常生活支援
11 障がい別支援
12 障がい別支援
13 就労支援
14 選挙
15 相談
16 施設
17 関係機関
18 シンボルマーク
19 マナーガイド
関連

## 精神障がいに関する相談

精

### ①習志野健康福祉センター(習志野保健所)

	内容	受付時間
面接相談 (予約制)	精神科医による精神疾患や心の健康についての面接相談	毎月第2火曜日 保健所にて 毎月第4木曜日 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 両日 14:00～16:00
窓口	習志野健康福祉センター(習志野保健所) 地域保健課 電話 047-475-5152 FAX 047-475-5122 〒275-0012 習志野市本大久保 5-7-14	

### ②千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター)

	内容	受付時間
電話相談	こころの悩み、こころの病や障害、医療機関や相談機関情報を知りたい等、個々の健康に関する相談を電話で伺い、必要な場合は面接相談します。 ①こころの電話相談:電話 043-307-3360 ②アルコール・薬物・ギャンブル相談:電話 043-307-3781	平日 ①こころの電話相談 9:00～18:30 ②アルコール・薬物・ギャンブル等相談 9:30～16:30
窓口	千葉県こころセンター(千葉県精神保健福祉センター) 電話 043-307-8439 FAX 043-307-5891 〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1	

### ③千葉県総合救急災害医療センター

	内容	受付時間
電話相談	・精神科の患者さんやご家族等からのご相談をうかがい、助言や情報提供をしています。 ・休日・夜間等に救急受診が必要な方からのご相談にも対応しています。	24時間 年中無休 (ただし、夜間休日は千葉県内の方の救急受診の相談についてのみ対応)
窓口	千葉県総合救急災害医療センター 電話 043-279-3355(電話相談専用) 〒261-0024 千葉市美浜区豊砂 6-1	